|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
| 森の工場活性化対策事業の実施については、「高知県森の工場活性化対策事業実施要領」（令和３年４月７日付け２高木増第533号林業振興・環境部長通知。以下「要領」という。）によるほか、この運用によるものとする。  1（略）  ２　森の工場事業実施計画の承認について  （１）要領第４の(３)のアに規定する森の工場の規模は、できるだけ集団的な森林であることが望ましいが、飛び地分散型であっても、以下の条件を満たす場合は承認するものとする。なお、森の工場の趣旨に沿った合理的な判断が示せる場合はこの限りでない。  ①一団地（一分散地）の面積のうち、計画期間内に生産事業を行う面積が２０ヘクタール以上あること。  ②団地（分散地）間の距離は、施業を行う拠点から一定の時間距離（概ね１時間）の範囲内に所在すること。  （２）要領第4の（３）のアの（イ）に規定する「生産性の向上」とは、効率的な生産システムの活用等により、1年目の計画の生産性を上回り、以後維持･向上するものであること。  （３）～（５）（略）  ３　森の工場事業実施計画の変更について  （１）要領第５の(１)に規定する計画の変更は、事業の中止、廃止、森の工場の新設及び計画期間の延長、承認面積並びに合意面積の増減に該当する場合のみとする。ただし、承認面積の増に伴う施業面積の増については、事業実施期間を５年とした森の工場事業実施計画（以下「実施計画」という。）の期間内に追加実施が必要なもののみとする。  （２）（略）  （３）（略）  （４）（略）  （５）計画期間の延長とは、計画期間終了年度の翌年度以降も継続することを言う。但し、この場合、最大継続年数は５年間とする。  （６）要綱第3条の２の「やむを得ない理由」とは、台風や豪雨による路網の災害復旧及び新型コロナウイルスの影響によるものとする。  ４　削除 | 森の工場活性化対策事業の実施については、「高知県森の工場活性化対策事業実施要領」（平成26年４月14日付け26高木増第16号林業振興・環境部長通知。以下「要領」という。）によるほか、この運用によるものとする。  １（略）  ２　森の工場事業実施計画の承認について  （１）要領第４の(３)のアに規定する森の工場の規模は、できるだけ集団的な森林であることが望ましいが、飛び地分散型であっても、以下の条件を満たす場合は承認するものとする。なお、森の工場の趣旨に沿った合理的な判断が示せる場合はこの限りでない。  ①一団地（一分散地）の面積のうち、施業面積が２０ヘクタール以上あること。  ②団地（分散地）間の距離は、施業を行う拠点から一定の時間距離（概ね１時間）の範囲内に所在すること。  （２）要領第4の（３）のアの（イ）に規定する「生産性の向上」とは、効率的な生産システムの活用等により、計画期間内に現状の生産性を上回り、以後維持・向上するものであること。  （３）～（５）（略）  ３　森の工場事業実施計画の変更について  （１）要領第５の(１)に規定する計画の変更は、事業の中止、廃止、森の工場の新設及び分割、統合、計画期間の変更、承認面積並びに合意面積の増減に該当する場合のみとする。ただし、承認面積の増に伴う施業面積の増については、事業実施期間を５年とした森の工場事業実施計画（以下「実施計画」という。）の期間内に追加実施が必要なもののみとする。  （２）（略）  （３）（略）  （４）（略）  ４「間伐材搬出支援事業」の事業実施期間の延期について  （１）要領第6の（１）に規定する事業者の責によらない不測の事態とは、台風や豪雨等による施業地へ連絡する作業道の被災･寸断など予測不可能なもののみとする。  （２）前項により実施計画期間を延長した場合の間伐材搬出支援事業の事業実施期間は、当該理由により事業を休止した年度を除く5年間とする。ただし、休止した年度において既に事業を実施した箇所、又は年度途中に再開した箇所については、間伐材搬出支援事業の対象とする。  （３）第1項及び2項により実施計画期間を延長し、休止期間を設ける場合は、別紙様式による間伐材搬出支援事業実施計画期間及び休止期間を変更実施計画書に添付すること。  （４）複数年の延期の場合の休止期間については最大3年間とし、3年後には計画を再度見直し、必要に合わせて計画の変更又は再度延期の手続きを行うものとする。 |
| 改正後 | 改正前 |
| ４ 補助事業の実施期間について  （１）事業実施期間については、平成29年以前に承認された森の工場事業実施計画については、平成29年以降原則5年以内、又は新規に森の工場事業実施計画を承認された事業計画の始期から原則5年間とする。  （２）（略）  （３）（略）  （４）要綱第3条の3において、森の工場の計画期間終了後、再度同一箇所で森の工場の計画を作成し事業を実施する場合は、概ね5年の期間を設けることとする。  ５　森の工場の形態と規模について  （略）  ６　森の工場の提出図面について  （１）（略）  （２）要領第８号様式5に規定される施業計画図とは、森の工場の区域、当該年度の施業箇所及び前年度の施業実績が示されているとともに、作業システム毎に区分分けするものとする。  ７　削除 | ５「間伐材搬出支援事業」の実施期間について  （１）間伐材搬出支援事業の事業実施期間については、平成29年以降原則5年間、又は新規に森の工場事業実施計画を承認された事業計画の始期から原則5年間とする。  （２）（略）  （３）（略）  ６　森の工場の形態と規模について  （略）  ７　森の工場の提出図面について  （１）（略）  （２）要領第７号様式5に規定される施業計画図とは、森の工場の区域、当該年度の施業箇所及び前年度の施業実績が示されているとともに、作業システム毎に区分分けするものとする。  ８　林業専用道作設指針に適合する作業道について  　　要領第6（３）に定める林業専用道作設指針に適合する作業道については、事業実施（変更）計画書に幅員、曲線半径、拡幅、縦断勾配等の分かる資料を添付するものとする。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
| 削除 |  |